

■ 補助金交付の条件

- (1) 設置場所が公共下水道及び特定環境保全公共下水道（原市場の一部）の事業計画区域でないこと。一部地域は事業計画区域内と外が入り組んでいる場所もあるため、必ず確認してください。

※ 事業計画区域の確認は、以下の部署へご連絡ください。

下水道課 整備担当 ☎042-973-2111（内線 206）

- (2) 主に自己の居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する場合で処理対象人員が5～10人槽のもの。

※ 店舗併用等の場合は居住用部分が1/2以上であること。

※ 建売住宅やアパート等営業目的で設置する場合は補助対象になりません。

- (3) 飯能市合併処理浄化槽組合に加入している浄化槽工事業者で施工すること。

※ 浄化槽設置工事は施工部会員の工事業者が施工することが要件となりますが、配管工事に伴う配管補助は、施工部会員以外で工事を行っても対象となります。

書類の提出については一括の申請となりますので、浄化槽設置工事と配管工事の書類を取りまとめいただくようになります。

【配管工事に伴う添付書類】

工事請負明細書、領収書の写し（別でも可）、配管工事写真等を、申請書及び報告書に添付してください。

- (4) 補助対象の合併処理浄化槽は、国庫補助指針に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもので、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下のものとする。

- (5) 建築確認申請や浄化槽設置届等、設置の際に必要な法令手続きを済ませること。

※ 建築基準法に基づく建築確認申請の手続きが必要な場合は、以下の部署又は指定確認検査機関へ建築確認申請と共に届出を行ってください。

建築課 建築指導担当 ☎042-973-2111（内線 252）

※ 浄化槽法に基づく届出の手続きが必要な場合は、以下の部署へ届出を行ってください。

環境緑水課 自然計画担当 ☎042-973-2125

(6) 処理水の放流先が確保できること。

※ 浄化槽処理水を河川、水路等へ放流する場合

河川管理者等の使用許可が必要なため、事前に協議してください。

■管理者が県の場合 ⇒ 飯能県土整備事務所管理担当 (042-973-2285)

■ // 市の場合 ⇒ 維持管理課 管理・地籍調査担当

(042-973-2111 内線 272)

■ // 入間第二用水組合の場合 ⇒ (042-972-9100)

※ 道路に放流管を埋設したり、道路側溝へ放流する場合

道路管理者等の占用許可が必要なため、事前に協議してください。

■市道、農道、林道の場合 ⇒ 維持管理課 (042-973-2111 内線 272)

農業振興課 (042-973-2111 内線 607)

森林づくり課 (042-973-2111 内線 608)

■国道、県道の場合 ⇒ 飯能県土整備事務所管理担当

(042-973-2285)

■私道の場合 ⇒ 該当する土地の所有者

※ 水路や側溝等の放流先が無い場合

「飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準」により、放流水を地下浸透させることができる場合があります。

設置を検討される場合には、事前協議が必要となりますので、事前に環境緑水課へご相談ください。

(7) 申請者が市内に居住(住民登録)していること。

※ 住民登録されている場所での申請となります。

※ 交付申請時点で申請者が浄化槽設置住所に居住していない場合は、申請者に設置場所への異動予定を確認します。実績報告時に住民登録の有無を市担当職員が確認しますので、交付申請書内の同意欄に必要事項の記入、押印をお願いします。(同意いただけない場合は、実績報告時まで住民票の添付が必要になります。)

(8) 埼玉県の要綱に基づき、法第7条及び法第11条に基づく検査の手数料振込書兼受領証の写し、又は法定検査の依頼が確実に分かる書面を添付すること。

注意：令和8年7月1日以降に、検査の手数料が変更になります。

	旧(令和8年6月30日まで)	新(令和8年7月1日まで)
法第7条に基づく検査	13,000円	14,000円
法第11条に基づく検査	5,000円	6,000円

(9) 設置工事をする前に補助金の申請をすること。

(浄化槽設置後の申請は一切認めておりません。)